

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20240508	トラスト・ワン有限会社 (法人番号 9180302007221) 代表 者千田真巳	愛知県豊橋市南小池町 38-1	本社営業所	愛知県豊橋市南小池町 38-1	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第8条第1項	令和5年10月10日及び令和5年10月30日並び に令和6年2月6日、関係機関からの情報を端 緒として、監査を実施。14件の違反が認められ た。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車 運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等基準 告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、 (4)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼 の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録 記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、 (8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計に よる記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監 督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監 督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対 する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者 に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管 理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第19条)	12	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2	20240510	東洋産業有限公司（法人番号 9020002012306）代表者河原敏孝	神奈川県横浜市泉区中田北1-8-20	静岡営業所	静岡県沼津市東原246	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和5年10月19日及び令和5年11月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）、(2)健康診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(3)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）、(4)点呼の記録記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(5)業務の記録記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(6)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(7)運転者等台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(8)運転者等台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(9)特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(11)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（貨物自動車運送事業法第24条の3）	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20240510	有限会社長友商事（法人番号5180002069615）代表者長友健藏	愛知県小牧市大字岩崎1345番地110	本社営業所	愛知県小牧市大字岩崎字田幡556番地1	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年12月14日及び令和5年12月20日、無免許運転を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)運行管理者に対する権限付与違反(貨物事業者運送事業法第22条第2項)	3	3
4 20240513	有限会社シンコウ運輸（法人番号8180002069224）代表者宮川信幸	愛知県小牧市川西2-60	本社営業所	愛知県小牧市川西2丁目69番地	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年1月11日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20240515	株式会社マルモ運輸 (法人番号 3180001050511) 代表 者保田範博	愛知県名古屋守山区幸 心4丁目112	本社営業所	愛知県名古屋守山区幸 心4丁目112	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第8条第1項	令和5年12月19日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5
6	20240516	和心急送合同会社(法 人番号 8180003021919) 代表 者伊藤健	愛知県知多郡南知多町大 字大井字西田面142ビ ンツハ103号室	本社営業所	愛知県知多郡南知多町大 字大井字西田面142ビ ンツハ103号室	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和6年1月30日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(2)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20240520	株式会社トーショー（法人番号4012701000678）代表者岩田康太郎	東京都小平市天神町3-10-3	四日市営業所	三重県四日市市楠町小倉字横手1763	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和5年12月7日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(6)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24条)	3	3
8 20240522	アキタ株式会社（法人番号2180001085137）代表者原田謙治	愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60番地の12号 ローハルゲート10F	四日市営業所	三重県四日市市小古管3丁目1-16	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号	令和6年4月16日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9	20240527	株式会社アグリ・アシスト(法人番号3080401019372) 代表者北沢慎司	静岡県浜松市浜名区新原5330番地	本店営業所	静岡県浜松市浜名区新原5330番地	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和5年11月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20240531	株式会社トヨナカ(法人番号4180001054619)代表者木下雄一	愛知県名古屋市中区橋1丁目23番4号	本社営業所	愛知県小牧市大字大草字年上坂5977番4	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号	令和5年11月30日及び令和5年12月6日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。